

## 指宿市新型コロナウイルス関連緊急経営資金利子補給助成金交付要領

(目的)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きな影響を受けている中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）が、経営の安定化のために借入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、その交付については、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号。以下「規則」という。）及び指宿市商工業制度資金利子補給助成金交付要綱（平成18年指宿市告示第62号）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(助成対象となる制度資金)

第2条 助成対象となる資金（以下「助成対象資金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けた中小企業者等が、経営の安定化のために借入申込みを行った次の各号に掲げる制度資金とする。

- (1) 鹿児島県中小企業融資制度
- (2) 株式会社日本政策金融公庫制度
- (3) 商工貯蓄共済融資制度
- (4) 信用保証協会制度

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 指宿市内に住所又は事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に該当する者
- (2) 株式会社日本政策金融公庫制度、商工貯蓄共済融資制度又は信用保証協会制度の融資を受けた者については、市税等の滞納がない者。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により、市税等の滞納がある者で、徴収猶予の特例制度を活用している者はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず，国，県等から同様の事由による助成金等の交付を受ける者は助成対象としない。ただし，当該国，県等の助成対象となる貸付限度額を超えて融資を受けた場合はこの限りではない。

(助成金の交付制限等)

第4条 助成金は，令和2年2月1日以降に助成対象資金の融資を受けた者に対して交付するものし，助成率は当該期間に融資を受けた総額の5パーセント（借入利率と保証料率の合計が助成率を下回る場合はその率）以内とし，1事業者への助成額は，200万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に100円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする中小企業者等は，指宿市新型コロナウイルス関連緊急経営資金利子補給助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて，市長に申請しなければならない。

- (1) 借用証書の写し
- (2) 誓約及び同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び確定の通知)

第6条 市長は，前条の規定により申請があった場合は，その内容を審査し，助成金の交付が適当と認めたときは，指宿市新型コロナウイルス関連緊急経営資金利子補給助成金交付決定及び交付確定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）を交付するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の決定通知書の交付を受けた者が助成金の交付を請求しようとするときは，指宿市新型コロナウイルス関連緊急経営資金利子補給助成金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、  
適当であると認めるときは、助成対象者に助成金を交付するものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第9条 市長は、助成金交付決定通知又は助成金の交付を受けた者が、  
次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を  
取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずる  
ことができる。

(1) 助成金交付の目的又はこれに付した条件、その他市等の指示に違  
反したとき。

(2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、助成事業の施行につい  
て不正の行為があったとき。

(3) 中小企業者等でなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要領に定める事項に違反したと  
き。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については市長が別  
に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行し、令和2年4月1日から適  
用する。